



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 1

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・3件（水産課）…………… 2

公 告

- 補正予算の公表（財政課）…………… 3
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 14
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 14

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 15
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課）…………… 15

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立病院課）…………… 15

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則…………… 15

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第74号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第43条の見出し中「、室」を削り、同条第1項中「、室」を削り、同項の表中

青少年・子ども家庭課	青少年育成班 児童育成班 母子福祉班 子ども未来政策室	を
青少年・子ども家庭課	青少年育成班 児童育成班 母子福祉班	に
子ども未来政策課	子ども未来政策班	

改める。

第47条中第16号を削り、第17号を第16号とする。

第47条の2を第47条の3とし、第47条の次に次の1条を加える。

（子ども未来政策課の事務）

第47条の2 子ども未来政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの貧困対策に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
 (2) 子ども・若者育成支援に関すること（子ども・若者総合相談センターに関するものに限る。）。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 第249条の表子ども福祉統括監の項中「、子育て支援課」を「、子ども未来政策課、子育て支援課」に改め、同表子ども未来政策室長の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年11月1日から施行する。
（沖縄県標準的な職を定める規則の一部改正）
- 沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。
第1条の表1の項の3中「子ども未来政策室長」を削る。

告 示**沖縄県告示第558号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
知念第8加入区	のり等養殖業（もずく養殖業）	南城市玉城字奥武344番地8 嶺井一也 南城市玉城字富里202番地グリーンハウス305 大城隆幸

沖縄県告示第559号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第514号で同意の認定をした本部加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第560号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年10月28日から同年11月11日まで名護漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 発起人の住所及び氏名 名護市大中三丁目2番16-302号當眞第一アパート 諸喜田博、名護市大西一丁目19番2号 玉城美喜雄
- 加入区 名護加入区
- 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 名護漁業協同組合

沖縄県告示第561号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年10月28日から同年11月11日まで糸満漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 糸満市西川町38番24号 大城和夫、糸満市西川町4番15号 上原一祥
- 2 加入区 糸満加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 糸満漁業協同組合

沖縄県告示第562号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年10月28日から同年11月11日まで池間漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字池間90番地6 勝連見治、宮古島市平良字前里72番地 三木康弘
- 2 加入区 池間加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 池間漁業協同組合

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成28年10月13日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度沖縄県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に6,988,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ761,196,871千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 地方交付税		206,550,000	243,700	206,793,700
	1 地方交付税	206,550,000	243,700	206,793,700
10 国庫支出金		232,713,358	△ 339,235	232,374,123
	1 国庫負担金	42,936,693	337,358	43,274,051
	2 国庫補助金	187,878,222	△ 676,593	187,201,629
13 繰入金		27,356,785	769,923	28,126,708
	2 基金繰入金	27,253,648	769,923	28,023,571
14 繰越金		52,001	1,785,383	1,837,384
	1 繰越金	52,001	1,785,383	1,837,384
15 諸収入		26,575,842	100,000	26,675,842
	8 雑収入	2,619,579	100,000	2,719,579
16 県債		57,624,100	4,429,100	62,053,200
	1 県債	57,624,100	4,429,100	62,053,200
歳 入	合 計	754,208,000	6,988,871	761,196,871

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		75,358,042	283,316	75,641,358
	1 総 務 管 理 費	16,487,171	36,597	16,523,768
	2 企 画 費	16,014,529	246,719	16,261,248
3 民 生 費		106,282,635	468,970	106,751,605
	1 社 会 福 祉 費	67,881,669	97,579	67,979,248
	2 児 童 福 祉 費	29,438,087	371,391	29,809,478
4 衛 生 費		33,332,258	829,819	34,162,077
	3 環 境 保 全 費	2,320,853	242,942	2,563,795
	5 医 薬 費	7,000,773	586,877	7,587,650
6 農 林 水 産 業 費		59,471,941	2,635,842	62,107,783
	1 農 業 費	23,296,847	696,236	23,993,083
	2 畜 産 業 費	3,128,750	1,319,858	4,448,608
	4 林 業 費	1,812,611	3,408	1,816,019
	5 水 産 業 費	7,434,222	616,340	8,050,562
7 商 工 費		44,433,620	858,271	45,291,891
	1 商 業 費	5,113,165	139,932	5,253,097
	2 工 鉱 業 費	22,094,964	△ 17,360	22,077,604
	3 観 光 費	17,225,491	735,699	17,961,190
8 土 木 費		106,301,162	1,845,696	108,146,858
	1 土 木 管 理 費	22,056,135	142,000	22,198,135
	2 道 路 橋 り ょ う 費	30,677,542	43,000	30,720,542

	3 河川海岸費	6,956,301	80,000	7,036,301
	4 港湾費	12,052,914	845,496	12,898,410
	5 都市計画費	20,153,011	376,870	20,529,881
	7 空港費	6,277,723	358,330	6,636,053
10 教育費		163,722,203	66,957	163,789,160
	1 教育総務費	16,580,939	11,098	16,592,037
	4 高等学校費	43,395,252	29,320	43,424,572
	5 特別支援学校費	15,592,057	23,101	15,615,158
	6 社会教育費	3,980,401	3,438	3,983,839
歳出合計		754,208,000	6,988,871	761,196,871

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			千円 4,981,967
	1 農業費		4,121,795
		含蜜糖振興対策事業費	4,121,795
	5 水産業費		860,172
		指導監督事務費（交付金事業）	2,950
		水産物供給基盤機能保全事業	100,000
		漁村地域整備交付金	305,450
		水産流通基盤整備事業	90,000
		水産生産基盤整備事業	361,772

8 土 木 費			3,377,171
1 土 木 管 理 費			60,000
	沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 (下 水 道 課 市 町 村 事 業)		60,000
2 道 路 橋 り よ う 費			2,587,851
	道 路 防 災 保 全 事 業		315,700
	地 域 連 携 道 路 事 業 費 (地 域 高 規 格 道 路)		245,000
	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (道 路)		128,000
	沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 (道 路)		70,000
	沖 縄 都 市 モ ノ レ ー ル 道 整 備 事 業 費 (道 路)		1,829,151
	3 河 川 海 岸 費		189,234
3 河 川 海 岸 費	沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 (河 川)		65,320
	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (河 川)		53,914
	海 岸 整 備 費		30,000
	総 合 流 域 防 災 事 業 費 (砂 防)		40,000
	5 都 市 計 画 費		540,086
5 都 市 計 画 費	沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 事 業 費 (街 路)		480,086
	公 園 費 (社 会 資 本 交 付 金)		60,000
合 計			8,359,138

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
家 畜 畜 産 物 流 通 対 策 費	平 成 29 年 度	千 円 2,497,362

沖縄 I T 津梁パーク企業 集積施設整備事業	平成29年度から 平成44年度まで		1,140,272	
(変 更)				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	平成29年度から 平成33年度まで	千円 187,728	平成29年度から 平成33年度まで	千円 580,417

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加・変更)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円			
沖縄振興特別推進 交付金事業	4,529,200	△1,054,200	3,475,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。
公共事業等	14,694,500	83,800	14,778,300			
沖縄工芸産業振興拠点施設 (仮称)整備事業	11,100	△2,500	8,600			
大型MICE受入環境 整備事業	0	5,402,000	5,402,000			

				(借入時期) 平成28年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。		
合 計	57,624,100	4,429,100	62,053,200			

平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に33,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,954,029千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 越 金		千円 124,308	千円 33,000	千円 157,308
	1 繰 越 金	124,308	33,000	157,308
歳 入 合 計		11,921,029	33,000	11,954,029
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 10,553,354	千円 33,000	千円 10,586,354
	1 都 市 計 画 費	10,553,354	33,000	10,586,354
歳 出 合 計		11,921,029	33,000	11,954,029

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
1 土 木 費			千円 33,000
	1 都 市 計 画 費		33,000
		下 水 道 建 設 改 良 費	33,000
合 計			33,000

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に159,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ758,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 82,473	千円 127,440	千円 209,913
	1 一般会計繰入金	82,473	127,440	209,913
3 繰 越 金		24,914	31,860	56,774
	1 繰 越 金	24,914	31,860	56,774
歳 入 合 計		599,490	159,300	758,790

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 69,421	千円 159,300	千円 228,721
	1 港 湾 費	69,421	159,300	228,721
歳 出 合 計		599,490	159,300	758,790

平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算 (第1号)

平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に527,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,412,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰 入 金		103,062	422,160	525,222
	1 一般会計繰入金	103,062	422,160	525,222
4 繰 越 金		19,233	105,540	124,773
	1 繰 越 金	19,233	105,540	124,773
歳 入	合 計	1,884,375	527,700	2,412,075

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		190,398	527,700	718,098
	1 港 湾 費	190,398	527,700	718,098
歳 出	合 計	1,884,375	527,700	2,412,075

平成28年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成28年度沖縄県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成28年度沖縄県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、同条本文括弧書中「1,775,840千円」を「1,775,854千円」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	8,249,015千円	1,280,300千円	9,529,315千円
第1項 企業債	4,806,300	1,280,300	6,086,600
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	10,024,855千円	1,280,314千円	11,305,169千円
第1項 建設改良費	6,702,078	1,280,314	7,982,392

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額「4,806,300千円」を「6,086,600千円」に改める。

平成28年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度沖縄県水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成28年度沖縄県水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた主要な建設改良事業を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) 主要な建設改良事業	12,269,828千円	364,917千円	12,634,745千円
イ 導送取水施設整備事業	5,458,815	364,917	5,823,732

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、同条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,924,482千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額312,892千円、過年度分損益勘定留保資金919,947千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,015,712千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額319,650千円、過年度分損益勘定留保資

金 1,004,419 千円」に改める。

		収		入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
第1款 資本的収入	14,506,197 千円	273,687 千円	14,779,884 千円		
第2項 国庫補助金	10,200,735	273,687	10,474,422		
		支		出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
第1款 資本的支出	19,430,679 千円	364,917 千円	19,795,596 千円		
第1項 建設改良費	14,978,629	364,917	15,343,546		

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年12月13日まで縦覧に供する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒカリス
- 3 代表者の氏名 喜屋武吉実
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字真玉橋129番地2ハイム真玉橋203号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、環境保全と安全なまちづくりを願う地域住民に対して、防犯設備の設置、維持、管理等に関する諸事業を行うことで、安心・安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 真地久茂地線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 真地久茂地線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第48号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

青少年・子ども家庭課	子青
------------	----

 を

「

青少年・子ども家庭課	子青
子ども未来政策課	子政

 に改める。」

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

沖縄県訓令第49号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3中 「基地環境特別対策室長 子ども未来政策室長」 を「基地環境特別対策室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年10月28日

沖縄県病院事業局長 伊 江 朝 次

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 超音波内視鏡システム 3式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局県立病院課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成28年9月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 アイティーアイ株式会社沖縄支店 那覇市港町2丁目9番5号
- 5 落札金額 59,929,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年8月9日

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月28日

沖縄県人事委員会
委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第33号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表6級の項及び7級の項中「基地環境特別対策室長 子ども未来政策室長」を「基地環境特別対策室長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「基地環境特別対策室長 子ども未来政策室長」を「基地環境特別対策室長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「基地環境特別対策室長 子ども未来政策室長」を「基地環境特別対策室長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

<p>発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--